

馬場馬術シットイン・シャドウジャッジ実施細則

第1条 総則

この細則は、馬場馬術 2 級審判員が馬場馬術 1 級審判員に昇格するための取得要件であるシットインまたはシャドウジャッジをするにあたっての諸条件を取り決めたものである。

第2条 シットイン・シャドウジャッジ

1 シットイン

実際の競技会で、メンタージャッジ（指導的立場にある審判員）の横に座り、各運動についてメンタージャッジとの議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。メンタージャッジから適宜行われる、運動項目の評価や総合観察に関する問いに答え、競技終了後にそれらについてディスカッションを行い、メンタージャッジから馬場馬術審判員としての評価を受ける。

2 シャドウジャッジ

実際の競技会で当該課目の担当ジャッジとは異なる位置（適切に採点ができる場所）にセクレタリーを伴って座り、各運動について実際の審査用紙を用いて採点を行う。競技終了後、メンタージャッジと馬のクオリティ、運動項目の評価や総合観察に関する議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。それらの議論を踏まえ、メンタージャッジから馬場馬術審判員としての評価を受ける。

第3条 シットイン・シャドウジャッジのできる対象課目及びメンタージャッジ

2 級審判員がシットインまたはシャドウジャッジできる課目及びメンタージャッジは以下のとおりとする。

級	対象課目	メンタージャッジ
馬場馬術 2 級審判員	公認競技会における第 4 課目 (M クラス) 以上の認定課目	馬場馬術本部が指名する審判員 (参照：メンタージャッジ一覧)

第4条 シットイン・シャドウジャッジを受ける条件

シットインまたはシャドウジャッジを受ける者は、当該競技会の主催者にシットインまたはシャドウジャッジを希望する旨を申し出、主催者と審判長の同意のもとに許可を得なければならない。そのうえで以下の条件を適用する。

1. 審判長（またはメンタージャッジ）にシットインまたはシャドウジャッジの希望課目を申し出、了承を得ること。
2. 競技開始前に座る審判席などの指示を受け、審査用紙、タイムテーブル、当該審判席などの情報を確認し準備すること。
3. 採点等に関する質問は、当該課目が終わった後にメンタージャッジに聞くことができる。その時間、場所等はメンタージャッジの指示に従わなければならない。
4. 問われた質問には的確にその場で応答し、また守秘義務（採点、コメント、審判間の会話などを他言しないことなど）を順守すること。
5. メンタージャッジとのディスカッションは積極的な内容でなければならない。
6. 原則として、競技会が終了するまで臨場すること。
7. シャドウジャッジに関しては、1 競技会につき 1 人のメンタージャッジが担当できる人数は最大 2 名までとする。

第5条 メンタージャッジの任務

メンタージャッジは「シットイン・シャドウジャッジ評価表」（別表）の評価項目に基づきシットインまたはシャドウジャッジ審判員を評価する。主催者及び審判長の許可を得たシットインまたはシャドウジャッジ希望者に対し、その目的を達成するためにできる限りの協力、助力を行わなければならない。そのうえで、メンタージャッジは以下の任務を行うこと。

1. シットインまたはシャドウジャッジ審判員の状態（審判態度など）を見極めなければならない。
採点に際して、公平公正さ、適切な服装、時間の厳守、運動項目をよく理解し採点の準備が出来ているかなどを判断し評価する。
2. 適宜シットイン審判員に馬のクオリティ、騎手のシートと扶助、審判原則などに関し質問を行う。また競技終了後、シャドウジャッジ審判員と審査用紙をもとに同様の質問を行い、各審判員の知識、判断力や運動中の採点の流暢さなどを判断する。必要に応じて議論し助言すること。
3. シットインまたはシャドウジャッジ審判員のコメントを通じて、技術用語の使い方、ライダーに伝わるかどうかなどコメントが適正に使われているかの判断をする。
4. 終了後、メンタージャッジは、可能な限りシットインまたはシャドウジャッジの結果（長所、短所、今後何を勉強すればよいかなど）をその審判員に伝え議論すること。将来に向けての助言もできるだけ行うこと。
5. メンタージャッジは、競技会終了後、速やかに審判長へ【総合評価】（可または不可）を報告する。また、別に定めるオンラインフォーム「シットイン・シャドウジャッジ評価表」により、1週間以内に当連盟事務局に提出すること。

第6条 シットイン・シャドウジャッジの評価

メンタージャッジによる評価（評価表）に基づき、シットインまたはシャドウジャッジの実績として評価される。

1. 馬場馬術 2 級審判員が馬場馬術 1 級審判員に昇格するための取得要件は、直近 3 年間に、評価表の【総合評価】で「可」の評価を 5 回以上獲得していること。
2. 1 回の実績としてカウントされるためには、1 つの競技会で 5 頭以上（異なる課目でも可）のシットインまたはシャドウジャッジが必要である。
3. 実績としてカウントされるのは、1 競技会につき最大 1 回までとするが、メンタージャッジが複数臨場する場合で異なるメンタージャッジから評価される場合は最大 2 回まで可とする。
4. 1 人のメンタージャッジから得られる「可」の回数は最大 3 回までとする。

附 則 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、別表 修正

附 則 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条、第 6 条 修正

附 則 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条、第 4 条 修正

附 則 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条、第 5 条 修正